

吹田市自主防災組織活動支援補助金交付要領における備蓄食料の備蓄に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市自主防災組織活動支援補助金交付要領(以下「要領」という。)に基づく自主防災組織等の備蓄食料の備蓄に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が別に定める方法)

第2条 要領第2条第2項第3号の市長が別に定める方法は、賞味期限が残り1年未満となった備蓄食料の有効活用を目的とする、次のいずれかの方法とする。

- (1) 自主防災組織等が主催し、若しくは参加する訓練、講座又は防災に関する啓発を含む行事(以下「催事等」という。)での使用
- (2) 前号の方法による有効活用が困難である場合において、市と相談の上で行う福祉団体への寄付

2 前項第1号による備蓄食料の有効活用を行う場合、自主防災組織等は、自主防災組織等へ加入していない者についても催事等へ参加できるよう取り扱わなければならない。

3 備蓄食料の有効活用を行った場合、自主防災組織等は、市長にその内容を報告しなければならない。

(市長が別に定める備蓄食料)

第3条 要領第3条第4項の市長が別に定める備蓄食料は、原則として5年以上の賞味期限がある次の食料及び飲料とする。

- (1) 主食となるもの(アルファ化米、ライスクッキー、乾パン等)
- (2) 高齢者用食(お粥等)
- (3) 調理不要な簡易食糧(ビスケット、クッキー等)
- (4) 飲料水

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。